

みやき町広報紙有料広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、みやき町有料広告掲載要綱第4条に基づき、みやき町が発行する広報紙（以下「広報」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(募集)

第2条 町長は、広報等により広告掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定に関わらず、企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の規格及び広告掲載料)

第3条 広告の規格等については、次のとおりとする。

規 格	広告掲載料（1月1枠分）
縦5 c m×横 8 c m（フルカラー）	5, 0 0 0 円
縦5 c m×横1 7 c m（フルカラー）	1 0, 0 0 0 円

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、町長が決定し、有料広告である旨を表示する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は、各年度最長12月とする。

2 広告掲載を連続して申込むことができるのは、同一年度内のみとし、年度を越えて連続する掲載を申込むことはできない。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告掲載希望者が、広告掲載可能枠数以上にいる場合においては、申込み受付順とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、原則として掲載を希望する広報の発行日（毎月1日）

の40日前までに、みやき町広報紙有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿（実寸サイズに印刷したもの）を添えて、町長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定等）

第8条 町長は、前条の規定により申込みがあった場合は、みやき町有料広告掲載要綱第3条及びみやき町有料広告掲載基準に基づき審査を行い、広告掲載の可否を決定し、みやき町広報紙有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告の作成）

第9条 前条の決定通知書により、掲載可の通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに版下原稿（実寸サイズに印刷したもの）を提出しなければならない。ただし、申込書に添付した広告の原稿と同一のものを使用する場合はこの限りでない。

2 広告の原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

（広告の責任等）

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 町長は、広告主の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止したことに伴い、町に損害が生じた場合は、損害賠償の請求をすることができる。

（広告掲載料の納入）

第11条 第8条の決定通知書により、掲載可の通知を受けた広告主は、町長が指定する期日までに第3条により算出される広告掲載料を町の発行する納入通知書により一括納入しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載可の決定を取消することができる。その場合において、みやき町広報紙有料広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

- （1）広告主が、第9条に規定する期日までに版下原稿を提出しないとき。
- （2）広告主が、第11条に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。
- （3）広告主が、虚偽の申請をしたとき。
- （4）広告主から、広告掲載の辞退の申出があったとき。
- （5）その他、町長が広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第 1 3 条 第 1 1 条に基づき納入された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告掲載ができなかった場合においては、還付するものとする。

(協議)

第 1 4 条 この要領に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、町長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年 1 2 月 1 日告示第 1 2 0 号)

この告示は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行し、第 3 条中の広告掲載料の規定は、広報みやき平成 3 1 年 5 月号掲載分から適用する。

附 則 (令和 4 年 3 月 2 日 告示第 1 2 号)

この告示は、公布の日から施行し、第 7 条中、第 8 条中の様式の規定は、広報みやき令和 4 年 5 月号掲載分から適用する。

みやき町広報紙有料広告掲載申込書

年 月 日

みやき町長 様

広報掲載希望者 住所(所在地)
法人名(名称)
代表者職氏名
業 種
申込責任者名
連絡先(TEL)
(FAX)

みやき町広報紙有料広告掲載要領第7条の規定に基づき、下記のとおり申込みます。
 なお、みやき町有料広告掲載基準第2条に規定する規制業種及び規制事業者には該当せず
 以後、該当する場合が生じた際には、速やかに申出ることといたします。
 また申込みに際し、みやき町広報紙有料広告掲載要領第12条及び第13条に定める
 広告掲載の取消し及び広告掲載料の還付に関する規定に同意いたします。

記

1. 掲載希望月号

掲載を希望する月号に○を、2枠以上希望する場合は、枠数を記入してください。

原稿のサイズは大(縦5cm×横17cm)と小(縦5cm×横8cm)です。

月号	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
大												
小												

2. 掲載月数

合計月数 _____ か月 (大: _____ か月、小: _____ か月)

3. 広告掲載料

大:1か月1枠 10,000円 × か月 × 枠 = _____

小:1か月1枠 5,000円 × か月 × 枠 = _____

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

みやき町長

みやき町広報紙有料広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みいただきました、みやき町広報紙への有料広告掲載について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 審査結果 ☐掲載できません（掲載不可）

※広告の内容

※掲載不可の理由

※その他

☐掲載します（掲載可）

※次のとおり手続きを行なって下さい。

2. 広告掲載月号 年 月号～ 年 月号（ ヶ月）

3. 広告掲載枠数及び広告掲載料

広告掲載枠数	広 告 サ イ ズ	広 告 掲 載 料
	縦5 c m×横 8 c m	円
	縦5 c m×横17 c m	円

4. 広告掲載料

（1）料 金 円

（2）納入期限 年 月 日まで

（3）納入方法 同封の納入通知書により、指定の場所で納入して下さい。

5. その他

広告原稿の変更を希望される場合は、期限までに版下データを提出して下さい。

（1）提出期限 年 月 日まで

（2）提 出 先

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

みやき町長

みやき町広報紙有料広告掲載取消通知書

年 月 日付けで通知したみやき町広報紙への有料広告掲載可決定について、下記の理由により取消することとしましたので通知します。

記

1. 決定通知の内容
2. 取消しの理由
3. その他